

令和3年度「学生地域参画プロジェクト」募集要項

1. 目的

茨城大学社会連携センターでは、茨城大学の学生が地域社会と連携し、学生らしい斬新で多彩な発想により、地域の抱える課題の解決に向けた取り組みや地域の活性化に寄与する活動を積極的にすすめられるように「学生地域参画プロジェクト」を設け、これを支援しています。

2. 支援対象者

本学の学生とします。

3. 連携先

特に定めません。本学の教職員と連携し、学生が主体で行う事業も申請可能とします。

4. 募集プロジェクト

※新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策を十分に行いながら活動してください。

（1）対象となるプロジェクトの分野

地域社会と連携した、「地域課題の解決」「地域の活性化」を目的とした活動であれば、特に分野は限定しません。過去に採択された事業については、下記の URL よりご確認ください。

【学生地域参画プロジェクト】

<https://www.scc.ibaraki.ac.jp/project/gakupro/>

（2）実施期間

原則として単年度での採択となり、継続を希望する企画においても毎年度申請書を提出していただきます。

また、複数年にわたって継続的に活動する希望がある場合には、3年間を目途に計画してください。

（3）支援金額

年間最大20万円を上限とします。

（※申請額より減額して配分することもございますので、あらかじめご了承ください。）

5. 申請方法

（1）申請資格

本学の学生（大学院生・留学生を含む）であることを条件とします。また、個人、グループを問わず申請が可能です。

ただし、プロジェクトの申請および実施には、アドバイスやサポートを行う顧問教員が必要となります。顧問教員が見つからない場合には社会連携センターまでご相談ください。

顧問教員および連携先の担当者と連絡を密にし、企画内容を十分に打ち合わせてください。

プロジェクトに参加する学生は、事業申請までに学研災（もしくは傷害保険および賠償責任保険）に必ず加入してください。未加入者がいることが判明した場合は、採択を取り消す場合があります。

学業に支障をきたさない範囲で活動を行うことが大前提です。中間ヒアリングの際に、活動達成状況が50%未満であると判断された場合は、支援金を減額させていただく場合もあります。

で、予めご了承ください。

※下記内容での申請および購入等はできません。

- ・サークル活動のための物品購入等を目的とした申請
- ・卒業論文、卒業研究、授業、ゼミナール等で取り組む内容での申請
- ・書籍や、税込価格が5万円以上の物品の購入
- ・打ち合わせに伴う飲食物の購入

(2) 申請方法

【提出書類】

- ・所定の申請書の様式1及び様式2
※所定の申請書の様式は社会連携センターHPに掲載しております。
(<https://www.scc.ibaraki.ac.jp/project/gakupro/>)
- ・申請経費の根拠となるデータ（金額の分かる画面のスクリーンショット等）
- ・【学研災未加入者がいる場合】
学研災未加入者の傷害保険および賠償責任保険加入証明書

【提出期日】

5月21日（金） 12:00 [必着]

【データ提出先】

提出書類は、下記メールアドレス宛にデータで提出してください。

gakupro@ml.ibaraki.ac.jp

なお、申請に関する情報を社会連携センターのホームページ上に掲載しますので、必ずご確認ください。

6. 申請プロジェクトの審査方法

(1) 審査のポイント

審査は5つの観点から行います。

I. プロジェクト内容と支援経費の主旨との整合性 II. 計画の独創性・魅力

III. 計画の実行可能性 IV. 得られる成果・効果等

V. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策がなされるか（必須）

**※V. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策がなされていない事業は、採択いたしかねますので
ご注意ください。**

(2) 審査の進め方

申請書を審査員が確認し、審査員から質疑があった場合には、申請代表者へメールで照会しますので、回答期限内に質疑について回答してください。

上記回答をいただいてもなお質疑がある場合には、個別にヒアリングを行うことがありますのであらかじめご承知ください。

また、前年度より継続して申請を行ったプロジェクトについては、昨年度の報告書及び提出物状況も踏まえて審査します。

7. 採否の発表等

採否については、事業開始日までに申請代表者全員にメールにて通知します。
また、社会連携センターのホームページ、学務部掲示板および各学部掲示板においても発表します。

8. 採択後の日程（予定）

プロジェクト実施期間：採択日～令和4年3月14日（月）

（1）プロジェクト実施に関する説明・・・採択通知後

採択通知後に採択プロジェクトを対象として、プロジェクト実施に関して必要な手続きについて説明を個別に行います。通知後に日程調整を行いますので、あらかじめご承知おきください。

（2）プロジェクト実施に関する中間ヒアリング等・・・令和3年10月中

プロジェクトの進捗状況の確認や課題、**新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策をしっかりと行っているか**について話し合う相談会を実施します。

（3）プロジェクト実施に関する最終ヒアリング・・・令和4年1月中

プロジェクトの予算の執行状況や、予算執行期限以降に執行する予定について確認いたします。

（4）予算執行期限・・・令和4年1月31日（月）

（5）プロジェクト実施報告会・・・令和4年3月中

プロジェクトの実施内容について、この報告会で発表していただきます。

（6）プロジェクト実施報告書の提出・・・令和4年3月14日（月）

プロジェクトの実施内容をまとめた報告書を提出していただきます。

9. その他

（1）プロジェクトにかかるチラシ、パンフレット、冊子等を作成する際は、「茨城大学社会連携センター支援事業 学生地域参画プロジェクト」であることを明記してください。WebやSNSなどで発信する際も同様です。

（2）報告書等に添付された事業風景等の写真は、社会連携センターにおいて、ポスター、冊子等に使用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（3）報告書は、茨城大学社会連携センターホームページ (<https://www.scc.ibaraki.ac.jp/>)、茨城大学学術情報リポジトリ (<https://rose-ibadai.repo.nii.ac.jp/>) 及び茨城大学環境報告書 (<https://www.ibaraki.ac.jp/disclosure/corporate/environment/>) に掲載する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（4）顧問教員とは、プロジェクト活動上の一般的な助言もしくは精神的な協力者として側面から援助する役割を担う者としてします。詳細については、別紙をご参照ください。

10. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に関する学生地域参画プロジェクトの留意事項

- (1) 学生地域参画プロジェクト活動を行う際は、教務情報ポータルに掲載されている「**茨城大学課外活動マニュアル**」を遵守し、活動するようにしてください。またマニュアルで定められている手続き等を必ず行ってください。

(令和3年4月7日現在の情報)

○茨城大学における課外活動マニュアル掲載場所

【課外活動・施設】【令和3年2月24日課外活動の制限解除について】(2021/02/24掲載)

・教務情報ポータル：

【課外活動・施設】課外活動における段階的活動基準について(2021/03/05掲載)

・茨城大学HP

新型コロナウイルス感染症対策のための活動基準(2021年3月26日現在)

(<https://www.ibaraki.ac.jp/generalinfo/covid19/bcp/index.html>)

- (2) 他機関・他団体との打合せは**原則オンライン**で行い、万が一、対面で打合せを行う場合は、3密を避ける等感染予防対策をしっかりと行ってください(打合せ相手にも協力を依頼してください)。

11. 注意事項

- (1) 本プロジェクト以外の支援事業へ申請する場合には、本プロジェクトの内容と他事業の内容が重複しないように注意してください。
- (2) デジタルカメラ等については、原則として大学で貸し出しを行いますので、必要とする場合にはあらかじめ社会連携センターまでご連絡ください。
- (3) 購入した物品等はプロジェクト終了後に大学に返還してもらうことがありますので、あらかじめご了承ください。

12. 問合せ先

研究・社会連携部社会連携課地域連携グループ

TEL：029-228-8585

E-mail：gakupro@ml.ibaraki.ac.jp

学生地域参画プロジェクト顧問教員の役割について

令和2年9月4日 地域連携部門

課外活動サークル顧問教員の役割について（中央学生委員会承認） 準拠（下線部：加筆事項）

大学における課外活動は、団体に所属する学生の総意で結成した団体において、学生が相互に研鑽し、学生自らの責任と自主的な判断において行う活動であり、自主性を養うとともに豊かな人間関係を育てる上で、重要な役割を果たす教育的意義がある活動です。

なお、顧問教員の立場については、当該活動団体に対する専門的な指導等の義務を負うものではなく、所属学生に対する団体活動上の一般的な助言もしくは精神的な協力者として側面から援助する役割を担う者として解釈されているところです。

学生団体の活動は、学生自らの責任と自主的な判断により行われるものであり、顧問教員は学生団体の活動に関して指導監督する義務及び学内外の課外活動中に発生した事故に対しても、責任を負うものではありません。

ただし、顧問教員が以下に示した内容等の助言を適切に行えず、事故等が発生した場合は、大学として責任を問われる可能性があることも認識しておいていただく必要があります。

以上、顧問教員におかれましては、上記のような前提に基づき、その意義をご理解願ひ、ご協力をお願いします。なお、顧問教員に係る手当等の支給はありませんので、予めご了承ください。

<主な顧問教員の役割>

・活動方針に対する助言

学生団体の代表者に対し、必要に応じて、随時報告を求め、活動実態を把握し、各種提出書類の事前承認を行うこと。

・運営に対する助言

活動実態把握等に基づき、学生団体の安全への配慮及び助言を行うこと並びに学生団体の運営が大学教育の範囲を逸脱しないよう助言を行うこと。

・事故防止及び安全面への配慮・指導

1 飲酒事故の防止

（未成年の飲酒や飲酒の強要及びイッキ飲み等による急性アルコール中毒の防止指導）

2 各種保険への加入促進を行うこと

（学研災、傷害保険および賠償責任保険）

<課外活動の方針における顧問教員の役割>

※令和3年4月7日現在

茨城大学課外活動マニュアルに記載されている所定の手続きにおいて、必要書類の確認等が必要になりますので、適宜ご対応お願いいたします。